

令和 7 年度保育所等利用申込のご案内

(令和 7 年 4 月からの入所について)

1 令和 7 度対象児童年齢について

年齢は令和 7 年 4 月 1 日現在の年齢です。

なお、年度途中で誕生日を迎えても、年度末までは同じ年齢となります。

年齢	生年月日
5 歳児	平成 3 1 年 4 月 2 日生 ～ 令和 2 年 4 月 1 日生 (2 0 1 9 年 4 月 2 日生 ～ 2 0 2 0 年 4 月 1 日生)
4 歳児	令和 2 年 4 月 2 日生 ～ 令和 3 年 4 月 1 日生 (2 0 1 9 年 4 月 2 日生 ～ 2 0 2 1 年 4 月 1 日生)
3 歳児	令和 3 年 4 月 2 日生 ～ 令和 4 年 4 月 1 日生 (2 0 2 1 年 4 月 2 日生 ～ 2 0 2 2 年 4 月 1 日生)
2 歳児	令和 4 年 4 月 2 日生 ～ 令和 5 年 4 月 1 日生 (2 0 2 2 年 4 月 2 日生 ～ 2 0 2 3 年 4 月 1 日生)
1 歳児	令和 5 年 4 月 2 日生 ～ 令和 6 年 4 月 1 日生 (2 0 2 3 年 4 月 2 日生 ～ 2 0 2 4 年 4 月 1 日生)
0 歳児 (生後 5 7 日 ～)	令和 6 年 4 月 2 日生 ～ (2 0 2 4 年 4 月 2 日生 ～)

2 匝瑳市保育所等の設置について

(1) 保育所 (園)

就労などのため家庭で保育できない保護者に代わって保育する施設です。

ア 公立保育所

名称	定員	住所	電話番号	開所時間
八日市場保育所	120 人	八日市場イ 2353 番地 1	0479-72-0728	月～金曜日 7:30～18:30 土曜日 豊栄保育所にて実施
豊和保育所	60 人	大寺 1428 番地	0479-74-0344	月～金曜日 7:30～18:30 土曜日 豊栄保育所にて実施
吉田保育所	60 人	吉田 4010 番地 4	0479-72-0668	月～金曜日 7:30～18:30 土曜日 豊栄保育所にて実施
豊栄保育所	60 人	飯倉 1615 番地 1	0479-72-0676	月～金曜日 7:30～18:30 土曜日 7:00～19:00

イ 私立保育所（園）

名称	定員	住所	電話番号	開所（園）時間
椿海保育園	80 人	椿 969 番地 1	0479-72-2323	月～金曜日 7:30～18:30 土曜日 7:30～17:30
共興保育園	50 人	東小笹 120 番地 1	0479-72-4400	月～金曜日 7:30～18:30 土曜日 8:00～17:00
須賀保育園	110 人	横須賀 2914 番地	0479-72-2312	月～金曜日 7:00～19:15 土曜日 7:15～18:15
平和保育所	60 人	平木 3381 番地	0479-73-1544	月～金曜日 7:30～18:30 土曜日 8:00～17:00
匝瑳保育園	20 人	堀ノ内 360 番地	0479-74-0123	月～金曜日 7:30～19:00 土曜日 7:30～17:00
東保育園	60 人	野手 6044 番地	0479-67-5150	月～金曜日 7:30～19:00 土曜日 8:00～17:00
栄保育園	60 人	栢田 941 番地 1	0479-67-2872	月～金曜日 7:30～19:00 土曜日 7:30～17:00

ウ 私立小規模保育園

名称	定員	住所	電話番号	開園時間
FLOWER CHILDREN (フラワーチャイルドレン)	6 人	今泉 485 番地	0479-75-4401	月～金曜日 7:30～18:30 土曜日 7:30～16:00

（２）認定こども園

幼稚園と保育所の機能や特長をあわせ持ち、地域の子育て支援も行う施設です。

ア 私立認定こども園

名称	定員	住所	電話番号	開園時間
九十九里ホーム 飯倉駅前 あかしあこども園 (２・３号認定)	90 人	飯倉 106 番地 1	0479-85-5852	月～土曜日 7:30～18:30

３ 支給認定について

平成２７年度から子ども・子育て支援新制度が施行されたことにより、保育所（園）または認定こども園を利用する場合は、市から保育の必要性に応じた「支給認定」を受ける必要があります。

この認定により、市が認定する区分に応じた利用先が決定されます。

なお、保育所等で保育の利用を希望する場合の保育認定（２号認定、３号認定）は、次の（１）～（３）の基準が考慮されます。

年齢	保育の必要性	支給認定区分		利用時間	利用先
満３歳以上	「保育の必要な事由」に該当し、保育所等での保育を希望する場合	１号認定	教育認定	教育標準時間	幼稚園、認定こども園
		２号認定	保育認定	保育標準時間	保育所（園） 認定こども園
				保育短時間	
満３歳未満		３号認定	保育認定	保育標準時間	保育所（園） 認定こども園
				保育短時間	

(1) 保育を必要とする事由（児童の保護者がそれぞれ次の事由に該当）

- ①月 4 8 時間以上の就労をしている。
- ②妊娠中又は出産後間もない。
- ③保護者の疾病、けが、心身に障害がある。
- ④同居親族（長期入院している親族含む）の介護・看護をしている。
- ⑤災害復旧中である。
- ⑥求職活動をしている。（起業準備含む）
- ⑦就学している。（職業訓練校等における職業訓練含む）
- ⑧虐待やDVのおそれがあること。
- ⑨育児休業取得中に、既に保育を利用している子どもがいて継続利用が必要であること。

(2) 保育の必要量

就労等の事由で保育を利用する場合、次の①「保育標準時間」または

②「保育短時間」のいずれかの利用時間になります。

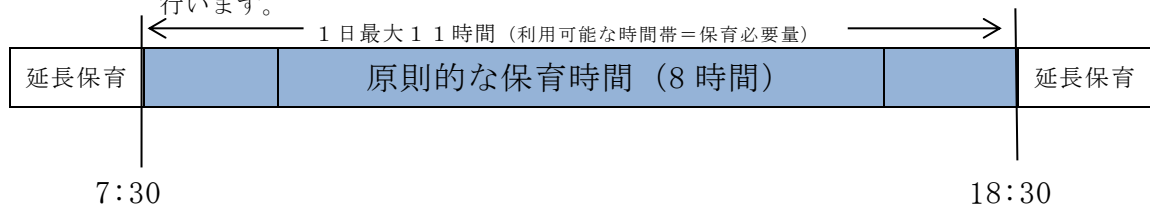
なお、延長保育時間は施設ごとに異なります。

①「保育標準時間」・・・午前 7 時 3 0 分～午後 6 時 3 0 分

※就労の目安は、1 か月当たり実働 1 2 0 時間以上（週当たり実働 3 0 時間以上）です。

※保育の必要な事由のうち、「就労」「就学」「親族の介護・看護」については、保護者の状況を書面にて確認し、「保育標準時間」または「保育短時間」の認定を行います。

※保育の必要な事由のうち、「妊娠・出産」「保護者の疾病、けが、心身の障害」「災害復旧」「虐待・DV」「育児休業中既に保育利用」については、「保育標準時間」の認定を行います。



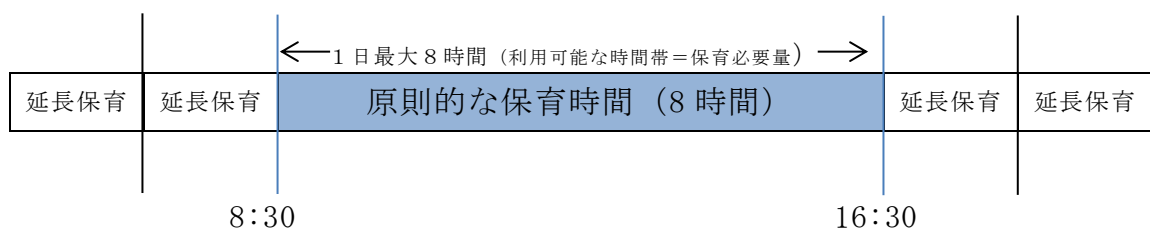
②「保育短時間」・・・午前 8 時 3 0 分～午後 4 時 3 0 分

（須賀保育園は午前 8 時 1 5 分～午後 4 時 1 5 分、あかしあこども園は午前 8 時～午後 4 時）

※就労の目安は、1 か月当たり実働 4 8 時間以上 1 2 0 時間未満（1 日当たり実働 3 時間以上かつ月 1 6 日以上）です。

※保育の必要な事由のうち、「就労」「就学」「親族の介護・看護」については、保護者の状況を書面にて確認し、「保育短時間」または「保育標準時間」の認定を行います。

※保育の必要な「求職活動」については、「保育短時間」の認定を行います。



(3)「優先利用」への該当の有無

以下に該当する場合、保育利用の優先度が調整される場合があります。

- ①ひとり親家庭
- ②生活保護世帯（就労による自立支援につながる場合）
- ③虐待やDVのおそれがある場合
- ④子どもが障害を有する場合
- ⑤兄弟姉妹が同一の保育所等の利用を希望する場合
- ⑥育児休業明け
- ⑦その他市が定める事由

4 保育の利用について

保育所は、保護者が就労等の「保育を必要とする事由」に該当する場合に保護者に代わって保育する児童福祉施設となります。

幼児教育や集団生活に慣れさせることを目的に申し込むことはできませんのでご注意ください。

利用する施設については、申請者の希望、施設の利用状況などに基づき、市が利用調整を行います。

5 必要書類等について

認定申請（現況届）及び利用申込にあたっては、下記の書類等が必要です。

なお、①・③については児童1人につき各1部必要です。

- ①【新規の場合】 - 保育施設等の利用申込書
- 教育・保育給付認定申請書
- 【継続の場合】 - 保育施設等の利用申込書
- 保育施設等の利用に係る現況届

② 家庭状況書

③ 児童の成育状況

④ マイナンバーの確認できる書類（マイナンバーカードなど）

⑤ 印鑑（スタンプ式以外のもの）

ただし、保護者の方は、氏名を自署することにより押印を省略できます。

⑥ 添付書類

※次のア～イで該当する場合に応じて必要となります。

ア 保育を必要とする理由を確認するための書類

保護者の状況	必要書類	
就労	就労証明書	
妊娠・出産	母子手帳の写し	別途、申告書の提出が必要です。
疾病・障害	障害者手帳等の写しまたは疾病・障害の状態であることがわかるもの	
親族の介護等	親族の介護保険被保険者証の写し	
求職活動	ハローワークカードの写し ※取得している場合のみ	
就学	在学証明書、学生証の写し	

イ 世帯の状況を確認するための書類（該当者のみ）

児童・保護者・家族の状況	必要書類
日本国籍以外の方	在留カードの写し
障害者等がいる場合	障害者手帳等の写し及び申告書
ひとり親家庭の場合	① 児童扶養手当を申請している場合 添付書類は不要です。 ② 児童扶養手当を申請していない場合 ひとり親家庭であることを証明する書類（戸籍謄本等）の提出を求めることがあります。
保護者が調停離婚等で別居している場合	調停申立書等の写し

6 保育料の算定について

（１）保育料の金額は、次の①～③をもとに算定します。

①児童の認定区分

- ・ 保育標準時間
- ・ 保育短時間

②年齢

- ・ 年度当初の年齢により、保育料を算定します。
なお、年度途中で誕生日を迎えても変更となりません。

③保護者（父母等）の合計した市民税額

- ・ 4月から8月分までは、令和6年度市民税額で算定します。
- ・ 9月から3月分までは、令和7年度市民税額で算定します。

※住宅借入金等特別税額控除、配当控除、外国税額控除、寄附金控除、配当割株式等譲渡所得割等の税額控除については、保育料の算定上、控除の対象となりません。

（これらを控除しない税額で保育料を算定します。）

※祖父母等が当該児童を税法上の扶養にしている場合はその祖父母等の市民税額も含めて算定されます。

※父母が別居していても離婚が成立していない場合や、離婚が成立していても同居している場合は、父母が保育料算定の対象となります。

※税の修正申告を行った場合や婚姻等で世帯所得に変更があった場合は、必ず申出してください。

（2）多子世帯、ひとり親世帯、在宅障害児（者）を有する世帯については、次の保育料の負担軽減があります。

なお、ひとり親世帯及び在宅障害児（者）を有する世帯に該当する場合は、それを証する添付書類及び申告書が必要です。

- ① 18歳未満の範囲で子どもが3人以上いる世帯の3人目以降は無料
- ②ひとり親世帯、在宅障害児（者）を有する世帯で年収約360万円未満相当の世帯について、階層区分に応じて保育料を適用
- ③小学校就学前の範囲で子どもが2人以上いる世帯の2人目は半額、3人目以降は無料
- ④生活保護世帯、ひとり親世帯、在宅障害児（者）を有する世帯で市民税非課税世帯は無料
- ⑤市民税非課税世帯について、第2子以降無料
- ⑥年収約360万円未満相当の世帯について、第1子の年齢にかかわらず、第2子は半額、第3子以降は無料
- ⑦ひとり親世帯、在宅障害児（者）を有する世帯で年収約360万円未満相当の世帯について、第1子の年齢にかかわらず、第1子は半額、第2子は無料

7 保育料無償化の対象について

(1) 期間

満3歳になった後の4月1日から小学校入学までの3年間

※6歳の誕生日を迎えても、小学校就学までは対象となります。

※1号認定の場合のみ、入園可能な満3歳になった日から保育料を無償化します。

(2) 年齢

①教育・保育給付認定を受けた3歳児から5歳児

②教育・保育給付認定を受けた住民税非課税世帯の0歳児から2歳児

(3) 注意点

給食費(主食費・副食費)や教材費など、実費徴収する費用は無償化の対象外です。

ただし、下記世帯の児童については、副食費のみ免除されます。

①年収が360万円未満の世帯の児童

②18歳未満第3子以降の児童

※手続きは必要ありません。該当の場合のみ通知します。

【お問い合わせ先】

匝瑳市役所福祉課子育て支援班 電話 0479-73-0096